



し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

**2** 前項の規定による承諾を得た注文者は、当該請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該請負人に對し、監督員に関する事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該請負人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

**第五条の八** 法第十九条の六第二項の政令で定める金額は、五百円とする。ただし、当該請負契約に係る建設工事が建築一式工事である場合においては、千五百万円とする。

（法第二十条第三項の規定による承諾に関する手続等）

**第五条の九** 法第二十条第三項の規定による承諾は、建設業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る建設工事の注文者に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該建設工事の注文者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 建設業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る建設工事の注文者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該建設工事の注文者から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

（建設工事の見積期間）

**第六条** 法第二十条第四項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。

一 工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上  
二 工事一件の予定価格が五百万円以上上の工事については、十日以上  
三 工事一件の予定価格が五千円以上の工事については、十五日以上

2 国が入札の方法により競争に付する場合においては、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第七十四条の規定による期間を前項の見積期間とみなす。（保証人を必要としない軽微な工事）

**第六条の二** 法第二十二条第一項ただし書の政令で定める軽微な工事は、工事一件の請負代金の額が五百万円に満たない工事とする。

**第六条の三** 法第二十二条第三項の政令で定める重要な建設工事は、共同住宅を新築する建設工事（括下請負の禁止の対象となる多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事）とする。

（括下請負の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法）

**第六条の四** 発注者は、法第二十二条第四項の規定により同条第三項の承諾をする旨の通知（次項において「承諾通知」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該元請負人に対し、その用いる同条第四項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た発注者は、当該元請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該請負人に對し、承諾通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該元請負人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（下請負人の選定の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法）

**第七条** 注文者は、法第二十三条第二項の規定により同条第一項ただし書の承諾をする旨の通知（次項において「承諾通知」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところによつてしてはならない。

（次項において「承諾通知」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところによつてしてはならない。

り、あらかじめ、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者（次項において「下請負人選定者」という。）に対し、その用いる同条第二項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

**2** 前項の規定による承諾を得た注文者は、下請負人選定者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、下請負人選定者に対し、承諾通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、下請負人選定者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（法第二十四条の六第一項の金額）

（法第二十四条の七第一項の法令の規定）

**第七条の三** 法第二十四条の七第一項の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に從事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法第九条第一項及び第十項（これらの規定を同法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）並びに第九十条  
二 宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第二項から第四項まで、第三十一条（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第二項から第四項まで  
三 労働基準法第五条（労働者派遣法第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第六条、第二十四条、第五十六条、第六十三条及び第六十四条の二（労働者派遣法第四十四条の規定が適用される場合を含む。）の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）、第九十六条の二第二項並びに第九十六条の三第一項  
四 職業安定法第四十四条、第六十三条第一号及び第六十五条第九号  
五 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第九十八条第一項（労働者派遣法第四十五条第十五条（建設労働法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）  
六 労働者派遣法第四条第一項

（法第二十四条の八第一項の金額）

**第七条の四** 法第二十四条の八第一項の政令で定める金額は、四千五百万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事が建築一式工事である場合においては、七千万円とする。

（名簿の作成）

**第八条** 建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、当該審査会の委員又は特別委員の名簿を作成しておかなければならぬ。

（特別委員の意見の陳述）

2 前項の名簿の記載事項は、国土交通省令で定める。

（審査会の会議）

（中央建設工事紛争審査会の庶務）

**第九条** 特別委員は、会長の承認を得て、審査会の会議に出席し、意見を述べることができる。

（中央建設工事紛争審査会の庶務）

**第十一条** 中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）の庶務は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課において処理する。

（指定職員）

**第十二条** 審査会の庶務に従事する職員で国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者（以下「指定職員」という。）は、審査会の行う紛争処理に立ち会い、調書を作成し、その他紛争処理に関し審査会の命ずる事務を取り扱うものとする。

(紛争処理の申請書の記載事項等)

**第十三条** 法第二十五条の十の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及びその代理人の氏名及び住所
- 二 当当事者の一方又は双方が建設業者である場合においては、その許可をした行政庁の名称及び許可番号

三 あつせん、調停又は仲裁を求める事項

四 紛争の問題点及び交渉経過の概要

五 工事現場その他の紛争処理を行うに際し参考となる事項

六 申請手数料の額

七 審査会の表示

八 申請の年月日

九 証拠書類がある場合においては、その原本又は写を前項の書面（以下「申請書」という。）に添附しなければならない。

二 法第二十五条の九第三項の規定により合意によつて管轄審査会が定められたときは、その合意を証する書面を申請書に添附しなければならない。

三 当当事者の一方から仲裁の申請をする場合においては、紛争が生じた場合において法による仲裁に付する旨の合意を証する書面を申請書に添附しなければならない。

（代理権の証明）

四 法第二十五条の十一第二号の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、学校又は国若しくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所若し

二 消防施設、水防施設、運河、上水道又は下水道

（公共性のある施設又は工作物）

三 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）

四 前各号に掲げるもののほか、紛争により当該施設又は工作物に関する工事の工期が遅延することその他適正な施工が妨げられることによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのある施設又は工作物で国土交通大臣が指定するもの

（紛争処理の通知）

**第十五条** 法第二十五条の十一第二号の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、学校又は国若しくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所若し

二 消防施設、水防施設、運河、上水道又は下水道

（公共性のある施設又は工作物）

三 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）

四 前各号に掲げるもののほか、紛争により当該施設又は工作物に関する工事の工期が遅延することその他適正な施工が妨げられることによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのある施設又は工作物で国土交通大臣が指定するもの

（紛争処理の通知）

**第十六条** 審査会は、当事者の一方から紛争処理の申請がなされたときは申請書の写しを添えてその相手方に対し、法第二十五条の十一第二号に規定する決議をしたときは当事者の双方に対し、遅滞なく、書面をもつてその旨を通知しなければならない。

（申請の変更）

**第十七条** 審査会は、法第二十五条の十四の規定によりあつせん又は調停をしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつてその旨を通知しなければならない。

（仲裁委員の選定等）

**第十八条** 審査会は、仲裁の申請があつたときは、当事者に対して第八条第一項の名簿の写を送付しなければならない。

2 当事が合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、その者の氏名を前項の名簿の写の送付を受けた日から二週間以内に審査会に対し書面をもつて通知しなければならない。

3 前項の期間内に同項の規定による通知がなかつたときは、当事者の合意による選定がなされなかつたものとみなす。

（仲裁委員に指名されることが適当ないと認める委員又は特別委員があるときは、その者の氏名を前項第二項に規定する期間内に審査会に対し書面をもつて通知することができる。）

2 会長は、法第二十五条の十九第二項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たつては、当事者

当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者

に対し、遅滞なく、その者の氏名を通知しなければならない。

（仲裁委員が欠けた場合の措置）

**第二十条** 審査会は、仲裁委員が死亡、解任、辞任その他の理由により欠けた場合には、當事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。

（仲裁判断の作成）

**第二十一条** 審査会は、仲裁判断をするための審査その他の必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をしなければならない。

2 仲裁判断の正本及び謄本には指定職員が正本又は謄本である旨の附記をし、及び記名押印し、かつ、正本には審査会の印を押さなければならない。

3 仲裁判断の正本は、その一通を仲裁判断の記録に添附しなければならない。

（調査の作成）

**第二十二条** 削除

**第二十三条** 指定職員は、審査会が行う紛争処理の手続について国土交通省令で定める様式により調査を作成しなければならない。ただし、あつせん又は調停手続について審査会が必要がないと認めめたときは、この限りでない。

（調査の嘱託）

**第二十四条** 審査会は、必要があると認めるときは、事実の調査を官公署その他適当であると認める者に嘱託することができる。

（紛争処理の手続に要する費用）

**第二十五条** 紛争処理の手続に要する費用のうち紛争処理の手続について審査会が必要とする費用の算定は、次の各号に掲げるところによる。

一 委員、特別委員及び指定職員の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料は、中央審査会にあつては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の定めるところにより、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）にあつては当該都道府県の条例の定めるところによる。

二 証人及び鑑定人の旅費、日当及び宿泊料の額については、民事訴訟の例により、中央審査会に係るものにあつては国土交通大臣、都道府県審査会に係るものにあつては当該都道府県の知事が相当と認める額とする。

三 鑑定人に支給する特別の手当をいう。は、中央審査会に係るものにあつては国土交通大臣、都道府県審査会に係るものにあつては当該都道府県の知事が相当と認める額とする。

四 執行官の手数料及び立替金は、執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の定めるところによる。

五 送付に要する費用、電報料及び電話料は、その実費とする。

六 前各号に掲げるもののほか必要な費用は、その実費とする。

(申請手数料)	
上欄	下欄
一あつせんの申 請	あつせんを求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
(二) あつせんを求める事項の価額が一百万円まで	一万円
(二) あつせんを求める事項の価額が百万円を超える部分	その価額一万円までごとに 二十円
(三) あつせんを求める事項の価額が五百万円を超える一千五百万円までの部分	その価額一万円までごとに 十五円
(四) あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分	その価額一万円までごとに 十円
二調停の申請	調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
(二) 調停を求める事項の価額が一百万円まで	二万円
三仲裁の申請	仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
(二) 仲裁を求める事項の価額が一百万円まで	二万円
(二) 仲裁を求める事項の価額が五百円まで	その価額一万円までごとに 四十円
(三) 仲裁を求める事項の価額が五百万円を超える一億円までの部分	その価額一万円までごとに 二十五円
(四) 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分	その価額一万円までごとに 二十円
五万円	その価額一万円までごとに 五十円
二 前項の場合において、あつせん、調停又は仲裁を求める事項の価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とみなす。	その価額一万円までごとに 百円
3 申請手数料は、紛争処理の申請書に申請手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。	その価額一万円までごとに 六十円
4 あつせん、調停又は仲裁を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき申請手数料の額と増加前の申請について納められた申請手数料の額との差額に相当する額の申請手数料を納めなければならない。この場合においては、その差額に相当する額の収入印紙を変更申請書にはつて納めなければならない。	その価額一万円までごとに 二十円

2	前項の場合は、その価額は、五百万円とみなす。	その価額一万円までごとに 一百円
3	申請手数料は、紛争処理の申請書に申請手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。	その価額一万円までごとに 六十円
4	あつせん、調停又は仲裁を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき申請手数料の額と増加前の申請について納められた申請手数料の額との差額に相当する額の申請手数料を納めなければならない。この場合においては、その差額に相当する額の収入印紙を変更申請書にはつて納めなければならない。	その価額一万円までごとに 二十円
2	前項の場合は、その価額は、五百万円とみなす。	その価額一万円までごとに 一百円
3	申請手数料は、紛争処理の申請書に申請手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。	その価額一万円までごとに 六十円
4	あつせん、調停又は仲裁を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき申請手数料の額と増加前の申請について納められた申請手数料の額との差額に相当する額の申請手数料を納めなければならない。この場合においては、その差額に相当する額の収入印紙を変更申請書にはつて納めなければならない。	その価額一万円までごとに 二十円

(申請手数料の還付)

**第二十六条の二** あつせん又は調停の申請人が法第二十五条の十五第二項の規定による通知を受けた日から二週間以内に当該あつせん又は調停の目的となつた事項について仲裁の申請をする場合における申請手数料については、当該あつせん又は調停の申請について納めた申請手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

**第二十六条の三** 審査会は、次の各号に掲げる申請についてそれらに定める事由が生じた場合には、納められた申請手数料の額(第二号に掲げる申請にあつては、前条の規定に

(申請手数料の還付)

**第二十七条** 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、八千万円)以上のものとする。

一 國又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

二 第十五条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)第五条第二項第二号に規定する事業用施設

ロ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者(同法第九条第一号に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。)が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

ハ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設(鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。)

ト ホ 病院又は診療所

チ ヨ 図書館、美術館、博物館又は展示場

リ ハ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ヌ ニ 学校

ル ハ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

ヌ ヒ 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設

ヌ ハ 集会場又は公会堂

ヌ ハ 市場又は百貨店

ヌ ハ 事務所

ヌ ハ 共同住宅、寄宿舎又は下宿

ヌ ハ 公衆浴場

ヌ ハ 興行場又はダンスホール

ヌ ハ 神社、寺院又は教会

ヌ ハ ソフトウェア

ヌ ハ 工場、ドック又は倉庫

ヌ ハ 展望塔

ヌ ハ ツ

ヌ ハ (監理技術者の行うべき職務を補佐する者)

**第二十八条** 法第二十六条第三項ただし書の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者

上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者



第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
建設機械施工管理	一万四千七百円	三万八千七百円	二万七千百円
土木施工管理	一万五百円	一万五百円	五千二百五十円
建築施工管理	一万八百円	五千四百円	五千二百五十円
電気工事施工管理	一万三千二百円	一万三千二百円	六千六百円
管工事施工管理	一万五百円	五千二百五十円	五千二百五十円
電気通信工事施工管理	一万三千円	六千五百円	六千五百円
造園施工管理	一万四千四百円	七千二百円	七千二百円
2 技術検定の合格証明書の交付又は再交付の手数料の額は、二千二百円とする。	(国土交通省令への委任)	この政令で定めるもののほか、技術検定に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。	(資格者証交付等手数料)

第四十一条 法第二十七条の二十一第一項の政令で定める額は、七千六百円とする。

(公共性のある施設又は工作物に関する建設工事)

第四十二条 法第二十七条の二十三第一項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、一千五百万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事

二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

(国土交通大臣が行う経営規模等評価等手数料)

第四十三条 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち経営規模等評価の申請に係るものは、八千百円に法第二十七条の二十三第一項に規定する建設業者が審査を受けようとする建設業（次項において「審査対象建設業」という。）一種類につき二千三百円として計算した額を加算した額とする。

2 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち総合評定値の請求に係るものは、四百円に審査対象建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額とする。

(国土交通大臣が行う経営状況分析手数料)

第四十四条 法第二十七条の三十五第四項において準用する法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額は、一万五千九百円とする。

(中央建設業審議会の所掌事務)

第四十五条 中央建設業審議会は、法第三十四条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項及び第三十六条第三項並びにブルースチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいすれか一に属する委員の出席者の数ができない。

3 中央建設業審議会は、委員の总数の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くこと

する。

2 学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいすれか一に属する委員の出席者の数ができない。

3 中央建設業審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決

第四十七条 中央建設業審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。  
2 部会は、それぞれ学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者である委員のうちから会長が指名した者で組織する。法第三十五条第三項の規定は、この場合に準用する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。  
4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 中央建設業審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて中央建設業審議会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会の議事に準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(中央建設業審議会の庶務)

第四十八条 中央建設業審議会の庶務は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課において処理する。

(中央建設業審議会の運営)

第四十九条 この政令で定めるもののほか、中央建設業審議会の運営に關し必要な事項は、中央建設業審議会が定める。

(参考人に支給する費用)

第五十条 法第四十四条に規定する旅費、日当その他の費用は、国土交通大臣に意見を求めて出頭した参考人に係るものにあつては国家公務員等の旅費に関する法律の定めるところにより、都道府県知事に意見を求められて出頭した参考人に係るものにあつては当該都道府県の条例の定めるところによる。

(権限の委任)

第五十一条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附 則  
この政令は、昭和三十一年八月三十日から施行する。

附 則 (昭和三五年六月一八日政令第一八二号)  
この政令は、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三五年九月一〇日政令第二五二号)抄  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三六年一〇月三一日政令第三三六号)  
この政令は、昭和三十六年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和三六年一一月一日政令第三三九号)抄  
(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年七月三一日政令第三一四号)抄  
この政令は、会計法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百三十六号）の施行の日  
(昭和三十七年八月二十日)から施行する。

附 則 (昭和三七年九月二九日政令第三九一号)  
この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

1 この政令は、会計法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百三十六号）の施行の日  
(昭和三十七年八月二十日)から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政府の処分その他のこの政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を持つ。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお從前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に



3	この政令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、五業種に係る建設工事は、建設業法第二十六条第四項及び第五項の規定の適用については、指定建設業以外の建設業に係る建設工事とみなす。
4	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	(平成元年三月二八日政令第七二号) 抄
1	(施行期日) この政令は、平成元年四月一日から施行する。
2	(建設業法施行令及び浄化槽法関係手数料令の一部改正に伴う経過措置) この政令の施行前に実施の公告がされた技術検定の学科試験若しくは実地試験又は浄化槽設備士試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。
3	(建設業法施行令の施行前に実施の公告がされた技術検定の学科試験若しくは実地試験又は浄化槽設備士試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。)
附 則	(平成三年三月一三日政令第一五号) 抄
1	(施行期日) この政令は、平成三年四月一日から施行する。
2	(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令は、平成六年四月一日から施行する。
3	(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令の施行前に実施の公告がされた技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。
附 則	(平成六年三月二四日政令第六九号) 抄
1	(施行期日) この政令は、平成六年七月二七日政令第二五一号) 抄
2	(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日(平成六年九月一日)から施行する。
3	(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令の施行前にした建設大臣に対する許可の申請(許可の更新の申請にあつては、更新を受けようとする許可の期間が平成六年九月三十日までに満了するものに限る。)に係る許可手数料及びこの政令の施行前に実施の公告がされた技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。
附 則	(平成六年九月一九日政令第三〇三号) 抄
1	(施行期日) この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。
附 則	(平成六年一一月一四日政令第三九一号) 抄
1	(施行期日) この政令は、平成六年九月一日から施行する。
附 則	(平成六年九月一九日政令第三〇三号) 抄
1	(施行期日) この政令は、平成六年十二月二十八日から施行する。ただし、第五条の二、第五条の四及び第七条の二の改正規定、第七条の三の次に一条を加える改正規定、第二十七条の十三の改正規定、同条を第二十七条の十四とし、第二十七条の十二の次に一条を加える改正規定並びに次項、附則第三項、第五項、第六項及び第八項の規定は、平成七年六月二十九日から施行する。
2	(経過措置) 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に特定建設業の許可を受けて電気工事業若しくは造園工事業(以下「二業種」という。)を営んでいる者又は当該改正規定の施行前に二業種に係る特定建設業の許可の申請をした者に関しては、その営業所ごとに置くべき専任の者の資格及び監理技術者の資格については、平成八年六月二十八日までの間は、なお従前の例による。
3	(二業種に係る建設工事は、建設業法第二十六条第四項及び第五項の規定の適用については、平成八年六月二十八日までの間は、指定建設業以外の建設業に係る建設工事とみなす。)
4	(この政令の施行後に特定建設業の許可(その更新を含む。)を受けようとする者がその営業所ごとに置くべき建設業法第十五条第二号ロの実務の経験を有する者の当該改正規定の施行前における実務の経験の基礎となる建設工事に係る請負代金の額については、改正後の第五条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。)

5	特定建設業の許可の更新の申請をした者(平成九年三月三十一日までの間に許可の有効期間が満了する者に限る。)又は附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行前に特定建設業の許可の申請をした者に係る建設業法第十五条第二号に掲げる基準については、改正後の第五条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。
6	附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行前に特定建設業者が注文者となつて締された下請契約に關しては、法第二十四条の五第一項の下請契約の範囲を定める下請負人の資本金額については、改正後の第七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
7	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	(平成九年三月二六日政令第七四号) 抄
1	(施行期日) この政令は、平成九年四月一日から施行する。
2	(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令の施行前に実施の公告がされた技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、第七条の規定による改正後の建設業法施行令第二十七条の十第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則	(平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号) 抄
1	(施行期日) この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
2	(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
3	(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令は、平成十一年十一月一日から施行する。
附 則	(平成一二年三月二九日政令第一一二二号) 抄
1	(施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
2	(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
3	(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令の施行前に実施の公告がされた技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、第四条の規定による改正後の建設業法施行令第二十七条の十第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則	(平成一二年六月七日政令第三一二号) 抄
1	(施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
2	(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	(平成一三年一月四日政令第四号) 抄
1	(施行期日) この政令は、書面の交付等に關する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。
2	(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	(平成一三年三月二二日政令第五六号) 抄
1	(施行期日) この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
2	(罰則に関する経過措置) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	(平成一四年一二月一八日政令第三八六号) 抄
1	(施行期日) この政令は、平成十四年二月一八日から施行する。
2	(罰則に関する経過措置) この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

		附 則 (平成二〇年五月二三日政令第一八六号) 抄
第一条	(施行期日)	この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
	附 則 (平成一五年一月三一日政令第二八号) 抄	
第一条	(施行期日)	この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日 (平成十五年二月三日) から施行する。
	附 則 (平成一五年八月二九日政令第三七五号) 抄	
第一条	(施行期日)	この政令は、平成十五年九月二日から施行する。
	附 則 (平成一五年二月一〇日政令第四九六号)	
この政令は、平成十六年三月一日から施行する。	附 則 (平成一五年八月二九日政令第三七五号) 抄	
この政令は、平成十六年三月三十日から施行する。	附 則 (平成一六年三月二四日政令第五四号)	
この政令は、平成十六年三月一日から施行する。	附 則 (平成一六年三月二四日政令第五九号)	
この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律	附 則 (平成一七年五月二十五日政令第一八二号)	
附則第三条第三号に掲げる規定の施行の日 (平成十六年四月一日) から施行する。	附 則 (平成一七年五月二十五日政令第一八二号)	
この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日 (平成十七年六月一日) から施行する。	附 則 (平成一七年六月一七日政令第二一四号)	
この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一七年九月三〇日政令第三一四号) 抄	
1 この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一七年九月三〇日政令第三一四号) 抄	
2 この政令による改正後の建設業法施行令第二十七条の三、第二十七条の五及び第二十七条の七の規定は、平成十八年において行われる技術検定については、なお従前の例による。	附 則 (平成一七年九月三〇日政令第三一四号) 抄	
(施行期日)		
第一条	(施行期日)	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
	附 則 (平成一八年九月二二日政令第三一〇号) 抄	
第一条	(施行期日)	この政令は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律 (平成十七年法律第八十四号) の施行の日 (平成十七年十月一日) から施行する。
	附 則 (平成一八年二月一一日政令第一四号) 抄	
(施行期日)		
第一条	(施行期日)	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
	附 則 (平成一八年九月二二日政令第三一〇号) 抄	
第一条	(施行期日)	この政令は、障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十八年十月一日) から施行する。
	附 則 (平成一九年三月一六日政令第四七号)	
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	附 則 (平成一九年三月一六日政令第四九号) 抄	
(施行期日)		
第一条	(施行期日)	この政令は、建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。) の施行の日 (平成十九年六月二十日) から施行する。
	附 則 (平成一九年三月一六日政令第四九号) 抄	
(施行期日)		
第一条	(施行期日)	この政令は、建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。) の施行の日 (平成十九年六月二十日) から施行する。
	附 則 (平成一九年三月一六日政令第四九号) 抄	
(施行期日)		
第一条	(施行期日)	この政令は、建築士法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十年十一月二十八日) から施行する。
	附 則 (平成二三年六月一四日政令第一八一号) 抄	
(施行期日)		
第一条	(施行期日)	この政令は、放送法等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。) の施行の日 (平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。) から施行する。
	附 則 (平成二三年七月一一日政令第二〇三号) 抄	
(施行期日)		
第一条	(施行期日)	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則 (平成二三年七月一一日政令第二〇三号) 抄	
(施行期日)		
第一条	(施行期日)	この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成二十三年十一月三十日) から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条 (道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。)、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条 (都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く。)、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。)、第二十条から第二十二条まで、第二十三条 (景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。)、第二十五条及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。
	附 則 (平成二五年六月一四日政令第一八四号) 抄	
(施行期日)		
第一条	(施行期日)	この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十四年十月一日) から施行する。
	附 則 (平成二五年六月一四日政令第一八四号) 抄	
(施行期日)		
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。	附 則 (平成二六年九月一九日政令第三〇八号) 抄	
	附 則 (平成二六年九月一九日政令第三〇八号) 抄	
(施行期日)		
1 この政令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十七年四月一日) から施行する。	附 則 (平成二七年一月一六日政令第四二〇号)	
(施行期日)		
2 この政令の施行前に行われた技術検定を不正の方法によって受けた者については、第一条の規定による改正後の建設業法施行令第二十七条の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附 則 (平成二七年一月一六日政令第四二〇号)	

- |     |  |
|-----|--|
| 1   | この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。<br>(経過措置)  |
| 2   | この政令による改正後の第二十七条の七の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項の規定は、この政令の施行の日以後に二級の技術検定の学科試験に合格した者について適用し、同日に二級の技術検定の学科試験に合格した者については、なお従前の例による。   |
| 附 則 | (平成二八年四月六日政令第一九二号)   |
| 1   | この政令は、平成二十九年六月一日から施行する。<br>(施行期日)  |
| 2   | この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。<br>(施行期日)   |
| 附 則 | (平成二九年六月一四日政令第一五六号) 抄  |
| 1   | この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十五日)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。<br>(施行期日)   |
| 附 則 | (平成二九年九月一日政令第二三三号) 抄   |
| 1   | この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。<br>(施行期日)  |
| 附 則 | (平成二九年一一月一〇日政令第二七六号)   |
| 1   | この政令は、公布の日から施行する。<br>(経過措置)  |
| 2   | この政令による改正後の建設業法施行令第二十七条の三第三項及び第二十七条の七の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項の規定は、平成三十年において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年において行われる技術検定については、なお従前の例による。<br>(施行期日)   |
| 附 則 | (令和元年九月六日政令第九一号) 抄   |
| 1   | この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。<br>(施行期日)   |
| 附 則 | (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄  |
| 1   | この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。<br>(施行期日)  |
| 附 則 | (令和二年五月二〇日政令第一七一号)   |
| 1   | この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(令和三年四月一日。次条において「一部施行日」という。)から施行する。<br>(経過措置)   |
| 第二条 | 一部施行日前にこの政令による改正前の建設業法施行令(次項及び第三項において「旧令」という。)第三十四条第一項の表検定種目の欄に規定する建設機械施工に係る一級又は二級   |
| 1   | この政令による改正後の建設業法施行令第三十四条第一項の表検定種目の欄に規定する建設機械施工に係る一級又は二級の表検定種目に規定する建設機械施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者との表検定種目の欄に規定する建設機械施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者とみなす。<br>一部施行日前最後に行われた建設機械施工、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理(次項において「旧検定種目」という。)に係る一級の技術検定の学科試験に合格し、かつ、この政令の施行の際現に旧令第三十一条の規定により同条の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項下欄に掲げる試験の免除を受けている者(一部施行日の前日において同条の規定により当該試験の免除を受けている者(一部施行日の前日において同条の規定により当該試験の免除を受けた者を含む。)は、それぞれこの政令の施行後最初に行われる建設機械施工管理、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理(次項において「新検定種目」という。)に係る一級の第二次検定の受検資格を有する者とみなす。<br>(施行期日) |
| 附 則 | (令和二年六月一九日政令第一九二号) 抄   |
| 1   | この政令は、令和二年七月一日から施行する。<br>(施行期日)  |
| 附 則 | (令和二年一一月二三日政令第三六三号)  |
| 1   | この政令は、令和三年一月一日から施行する。<br>(施行期日)  |
| 附 則 | (令和三年八月四日政令第二二四号)  |
| 1   | この政令は、令和三年九月一日から施行する。<br>(施行期日)  |
| 附 則 | (令和四年一月一九日政令第二五号) 抄  |
| 1   | この政令は、法の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。<br>(施行期日)  |
| 附 則 | (令和四年六月一〇日政令第二二二号)   |
| 1   | この政令は、令和四年十月一日から施行する。<br>(施行期日)  |
| 附 則 | (令和四年一一月一八日政令第三五三号)  |
| 1   | この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第七条の四の改正規定、第二十七条第一項の改正規定及び第三十条第二項の改正規定並びに次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。<br>(罰則に関する経過措置)  |
| 附 則 | (令和四年五月二六日政令第三九三号) 抄   |
| 2   | この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。<br>(施行期日)   |
| 附 則 | (令和五年五月二六日政令第三九三号) 抄   |